

### 【下水道事業特別会計】

歳入決算額は8億4,921万2千円、歳出決算額は8億2,265万3千円で、実質収支は1,850万9千円となっています。

#### 【歳入】

県支出金が前年度比30.3%減の6億2,714万4千円、繰入金が前年度比1.6%減の9,244万9千円となっています。

#### 【歳出】

下水道整備費の恩納第1地区農業集落排水事業は7億5,661万5千円の支出があり、国庫支出金5億3,824万6千円、県支出金8,889万8千円、地方債8,880万、一般財源4,067万1千円で実施されています。

### 【歳入・歳出の質疑】

【質】一般会計からの繰入金なしで運営しているよう、料金の見直しはないか。

【答】今後、検討していきたい。

### 【補正予算】

#### 【一般会計補正予算(第2号)】

4億9,122万3千円を追加し、総額を87億8,318万2千円とする。

#### 【主な歳入増】

地方交付税1億3,893万円、県支出金9,717万6千円、繰越金2億4,595万1千円。

### 【水道事業会計】

#### 【収益的収入及び支出】

収支差引額8,496万8千円となっています。

#### 【資本的収入及び支出】

支出に対し、収入不足が生じたため、過年度分損益勘定留保資金1億1,759万9千円で補填した。

#### 【剰余金処分】

繰越利益剰余金を4億8,978万9千円とする処分の内容となっています。

#### 【主な歳出増】

総務費5億882万9千円、農林水産費5,215万8千円、土木費6,043万9千円。スクールソーシャルワーカーを2名体制へ、強化型パイプハウス3棟、平張ハウス3棟の整備。

#### 【主な歳出減】

社会福祉費1億4,646万5千円。

#### 【質】博物館の有効活用

【答】今後の有効活用に向けて、目的

### 【下水道事業特別会計】

変更も検討していく。1,850万8千円を追加し、総額を7億1,864万1千円とする。

#### 【質】平成27年度の接続率

【答】山田地区の接続率は75%で11件の接続があった。

#### 【水道事業会計】

予備費から220万円を充用し、弁護士訴訟費用に充てる。

### 【委員から決算審査対応への意見】

① 担当課長は、しっかりと説明資料を用意し、審査に望んでほしい。

② 今回の決算認定において重大な事務の誤りがあり、今後この様なことのないよう、職員全体で気を引き締めて事務に当たってほしい。

③ 委員会で指摘等のあった事項について、是非とも新年度予算編成に反映してほしい。

# 否決

### 【提案理由】

定年退職者等の再任用について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定により、恩納村職員の再任用に関する条例を制定する必要がある。

### 【提案時質疑】

【質】これまで、再任用の実績はないと聞いていますが、ここに来て、この条例を制定する意図は何か。条例を制定すると、今後、積極的に再任用を行うのか。

【答】県の指導による提案であり、今後は、再任用は考えていません。若い人達から採用しようと、考えています。

### 【委員会質疑】

【質】何故、今頃、条例を制定するのか。上位法である地方公務員法に、市町村に制定の義務が明文化されているのか。また、制定しない場合に、本村にペナルティーや不利益を被る可能性があるか。

【答】本会議での村長答弁にあったように、当面は再任用の計画はありません。何年間も条例を制定していない状態で、特にペナルティーはありません。県とのヒヤリングは、あくまでも

## 恩納村職員の再任用に関する条例の制定

指導です。

運用計画はないが、上位法である地方公務員法にも謳われていることから、将来的に制定の必要性を感じ、提案をしています。

### 【委員意見】

① 条例制定の提案をしながら、本会議の答弁は、大きい担保と受け止めている。

また、本来、議案提出と同時に説明資料を準備すべきであり、不十分と感じられ、判断が厳しい。

② 法令に基づく条例制定なので構わないが、給与体系等の規定の根拠が不明確。

また、村の条文中の条項にも不備を感じる。

③ 条例制定は県の指導だと思いが、村長は自ら「若い人の人材育成をする」と言っている、運用予定のない条例を何故、議会が承認なのか理解できない。

議会は村民に対し説明責任もあり、時期早々ではないか。

④ 大事な条例を制定したのであれば、事前に議会に諮り、お互い十分に調整した後に、提案し審議するのが、本来の手順ではないか。

⑤ 村長の意向と、事務方との相違

が感じられ、委員会として判断に悩みます。我々、委員会は村長の意向を優先したい。

⑥ 制定義務やペナルティー等もない、運用意思もなければ、制定の必要はない。

例制定。

もっと精査し、提案して欲しいので、原案に反対する。

② 臨時職員、嘱託職員等が採用されている中で、再任用した場合、この方々の雇用に対する影響の論議が不十分なままに提案されていると感じ、議論を深めた上で、議会に提案すべきなので、原案に反対する。

## 本会議採決

賛成： 2  
反対： 12

### 【本会議討論】

#### 【賛成】

定年60歳で、年金は65歳から、そういう情勢もあり、そんな中で取って、否決する根拠はないと感じ、原案に賛成です。

#### 【反対】

① 雇用と年金を確実に接続するため、無収入期間が発生しないようにすることは反対ではない。法や、それに係る規程を設けなければいけないのに、単に県から指導で条

### 【条例関係】

議案第56号 可決

恩納村附属機関設置条例の一部を改正する条例  
恩納村心身障害児適性就学指導委員会を恩納村教育支援委員会に改める。

議案第57号 否決

(賛成2人・反対12人)

恩納村職員の再任用に関する条例の制定について  
定年退職者等の再任用について、条例を制定する。